

証券コード 3777

平成21年3月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
ターボリナックス株式会社
代表取締役社長 矢野 広一

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月26日（木曜日）午後2時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号
日本薬学会 長井記念館地下2階 長井記念ホール
（会場が去年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第15期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第15期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 新設分割計画承認の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名が代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.turbolinux.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は大幅に減少し、設備投資も減少しており、景気は急速に悪化しております。先行きについても、当面悪化が続くものとみられ、株式市場等の大幅な変動の影響など、景気をさらに下押しするリスクがあることに、留意する必要があることを認識しております。

当社グループが事業の中心として携わっておりますオープンソースソフトウェアに関連した市場は、OSやWebブラウザだけではなく多様なアプリケーションがオープンソース化されつつあることから順調に推移していくことが見込まれております。しかしながら、オープンソースソフトウェアにつきましては、制約条件として単価が安いことや、当社グループの主力製品のひとつであるクライアント向けLinuxOS市場につきましては、無償ソフトの利用が進んでいる影響もあり、その成長にやや陰りが見え始めております。

このような環境の下、当社グループでは、経営改善計画に沿い、収益の改善と財務体質の強化を図るべく努めて参りました。

当連結会計年度における売上高は、624,349千円（前連結会計年度 713,749千円）となりました。

これは、当連結会計年度に開始いたしましたサーバー向けアプリケーション製品及びクライアント向けOS製品の立上げに予想以上の時間を要したためのものであります。このことから、当初の計画から大幅に乖離する結果となりました。

当連結会計年度における差引売上総利益は244,167千円（前連結会計年度 242,504千円）となりました。

原価率については、売上総利益率の高いパッケージ製品の販売に占める比率がやや大きくなったことから、前連結会計年度に比べ5.2ポイント減少し60.9%（前連結会計年度 66.1%）となっております。

当連結会計年度における営業損失は、606,137千円（前連結会計年度 555,384千円）

の営業損失)となりました。

これは、人件費等の各種経費が増加したことから、販売費及び一般管理費が850,304千円(前連結会計年度 797,888千円)となったことによるものであります。

当連結会計年度における経常損失は、607,156千円(前連結会計年度 634,680千円の経常損失)となりました。

これは、営業外収益として、Turbolinux China Co., Ltd.に関する持分法投資利益34,445千円を計上したことを主要因とするものであります。

当連結会計年度における当期純損失は、969,900千円(前連結会計年度 1,221,895千円の当期純損失)となりました。

これは特別損失として、ライセンスの事前購入についての前渡金償却損187,687千円、長期に滞留しているたな卸資産の評価損51,357千円、事務所の一部縮小撤去による固定資産除却損25,074千円、事務所移転費用引当金繰入額17,000千円、固定資産の減損損失54,210千円を計上したことを主要因とするものであります。

② 設備投資の状況

重要な設備投資はございません。また、当連結会計年度中において実施いたしました重要な固定資産の撤去の総額は、25,074千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当増資を行い、289,981千円の資金調達を行いました。

発行株式数	11,005株
1株当たり発行価額	26,350円
払込期日	平成20年11月7日

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 会社の株式、その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成20年6月5日付けで、上海西友信息技术有限公司(現Shanghai Turbolinux Software Inc.)の株式を90%取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成17年12月期)	第13期 (平成18年12月期)	第14期 (平成19年12月期)	第15期 (当連結会計年度 (平成20年12月期))
売 上 高 (千円)	1,225,924	920,078	713,749	624,349
当期純利益 (△損 失) (千円)	175,310	△209,454	△1,221,895	△969,900
1株当たり当期純 利益(△損失) (円)	2,192.5	△2,354.11	△12,321.59	△8,811.99
総 資 産 (千円)	1,813,464	1,605,623	1,456,114	711,817
純 資 産 (千円)	1,380,683	1,454,392	1,259,133	576,608
1株当たり純資産額 (円)	15,869.92	15,439.72	11,568.53	4,786.59

- (注) 1. 第13期より、連結財務諸表を作成しております。それ以前については個別財務諸表の金額を記載しております。
2. 第13期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第12期につきましては、独自OSを組み込んだオリジナルパソコンの販売が好調であったこと等により当期純利益は175,310千円となりました。
4. 第13期につきましては、いわゆるライブドア事件による影響や、特別損失として、臨時たな卸資産評価損18,359千円、長期前払ロイヤリティ臨時償却8,094千円、ソフトウェア臨時償却17,308千円を計上したこと等により当期純損失は209,454千円となりました。
5. 第14期につきましては、「wizpy」の販売が振るわなかったことや、特別損失として、のれん償却額155,580千円、たな卸資産評価損270,179千円、ソフトウェア臨時償却62,935千円、前渡金償却損77,341千円を計上したことにより、当期純損失は1,221,895千円となりました。
6. 第15期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ゼンド・ジャパン株式会社	95百万円	90.0%	Zendプロダクト及びサポートの販売とPHPソリューションの提供
ターボソリューションズ株式会社	46百万円	100.0%	システム受託開発
エイミーストリートジャパン株式会社	40百万円	87.5%	インターネット音楽配信事業
Turbolinux India Private Ltd.	27百万 インドルピー	55.0%	LinuxOSの開発及び販売
Shanghai Turbolinux Software Inc.	1百万円	90.0%	LinuxOSの開発及び販売

② 重要な関係会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Turbolinux China Co., Ltd.	361万 米ドル	49.0%	LinuxOSの開発及び販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業の中心として携わっておりますオープンソースソフトウェアに関連した市場は、今後も一層の成長が見込まれております。しかしながら、オープンソースソフトウェアにつきましては、市場そのものの拡大がある一方、制約条件としては単価が安いことがあげられます。

このような環境の下、当社グループはLinuxOSをコア・コンピタンスとした、<LinuxOSとハードウェアが融合した領域>及び<LinuxOSとソフトウェアが融合した領域>でのビジネス展開により売上高を確保しつつ、当社のコア・コンピタンスと蓄積されたオープンソース関連のビジネス経験を結集し、より付加価値の高いサービス事業の展開をすすめることを重要な経営戦略であると考えております。

また、アジアを中心とした海外での事業展開による地理的カバレッジの拡大についても重要な戦略であると認識しております。

このような状況を受け、対処すべき課題を次のとおり設定しております。

① 販売費及び一般管理費の圧縮

当社グループは、早期黒字化を達成するために、あらゆる経営リソースの最適化を図り、販売費及び一般管理費の圧縮を行うことが重要であると考えております。そのため、グループ内の経営リソースの見直しを行い、グループ事業の構造や組織体制について思い切った改革を行っていくことが重要であると考えております。

② 製品及びサービスラインナップの拡充

<LinuxOSとハードウェアが融合した領域>及び<LinuxOSとソフトウェアが融合した領域>での事業展開を推し進めつつ、より付加価値の高いサービス事業の展開を具体化するためには、製品ラインナップの拡充に併せてサービスラインナップの拡充が重要であると考えております。そのため、グループ内におけるリソースを適切に配分し、市場ニーズを的確に捉えた製品及びサービスの開発並びに市場そのものの創出を図ることが重要な課題であると考えております。

③ アジアにおける事業展開

当社グループは、製品及びサービスラインナップの拡充とともに地理的カバレッジの拡大も重要であると考えております。この目的を果たすため、当社は前々連結会計年度におけるTurbolinux India Private Ltd.（インド）の設立に加え、当連結会計年度において、上海西友情報技術有限公司（現Shanghai Turbolinux Software Inc.）の議決権の90%を取得し、地理的カバレッジの拡大をすすめております。なお同社は、販売拠点であると同時に当社グループの開発拠点でもあります。今後につきましては、同社を適切にコントロールし、グループ全体の競争力強化を図ることが重要な課題であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成20年12月31日現在）

事業内容		主要製品
ソフトウェア事業	Linuxプロダクト事業	○当社、Turbolinux India Private Ltd.、 Shanghai Turbolinux Software Inc. サーバ及びクライアント向けLinuxOSの開発・販売、サポート
	ソリューション事業	○ターボソリューションズ株式会社 システム受託開発 ○ゼンド・ジャパン株式会社 PHPソリューション事業
その他の事業		○エイミーストリートジャパン株式会社 インターネット音楽配信事業

(6) 主要な営業所等 (平成20年12月31日現在)

当社	本社：東京都渋谷区
ゼンド・ジャパン株式会社	本社：東京都文京区
ターボソリューションズ株式会社	本社：東京都文京区
エイミーストリートジャパン株式会社	本社：東京都渋谷区
Turbolinux India Private Ltd.	本社：インド国ハルヤナ州
Shanghai Turbolinux Software Inc.	本社：中華人民共和国上海市

(7) 使用人の状況 (平成20年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
84 (2) 名	5名減 (1)名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 (1) 名	17 (-) 名増	35.3歳	2.26年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成20年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成20年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 348,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 119,562株

(注) 1. 当事業年度中において、第三者割当増資により発行済株式の総数は11,005株増加いたしました。

2. 当事業年度中において、新株予約権の行使により発行済株式の総数は1,434株増加いたしました。

③ 株主数 7,777名

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 L D H	57,700株	48.26%

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年12月31日現在）

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります（平成20年12月31日現在）。

イ. 第3回新株予約権（平成16年8月31日取締役会決議）

・新株予約権の数

28,300個（新株予約権10個につき1株）

・新株予約権の目的である株式の数

2,830株

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1,300円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 6,500円

・新株予約権を行使することができる期間

平成18年8月30日から平成26年8月29日まで

・新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の役員であること。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	28,300個	2,830株	2名

ロ. 第7回新株予約権（平成17年5月10日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
9個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
9株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 65,000円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 32,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年5月10日から平成27年5月9日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員または従業員であること。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	9個	9株	1名

ハ. 第8回新株予約権（平成18年4月27日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
430個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
430株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 236,871円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 118,436円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月27日から平成28年3月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員または従業員であること。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	410個	410株	2名
監査役	20個	20株	1名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	矢野 広一	(海外事業、営業統括) エイミーストリートジャパン(株)代表取締役社長 ゼンド・ジャパン(株)代表取締役社長
取締役技術統括	谷口 剛	(技術統括)
取締役財務統括	佐藤 浩二	(財務統括)
取締役	中澤 秀俊	
取締役	渡邊 肇	ターボソリューションズ(株)代表取締役社長
常勤監査役	熊澤 慶昌	
監査役	岡田 光信	
監査役	牧 辰人	公認会計士

- (注) 1. 監査役熊澤慶昌氏及び牧辰人氏は、社外監査役であります。
2. 平成20年3月26日開催の第14期定時株主総会において、取締役佐藤浩二氏及び渡邊肇氏並びに監査役に熊澤慶昌氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 監査役熊澤慶昌氏、岡田光信氏及び牧辰人氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役熊澤慶昌氏は、経理業務の長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役岡田光信氏は、平成16年8月から平成19年3月まで当社の財務担当取締役として在籍しておりました。
 - ・ 監査役牧辰人氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	26,900千円 (900千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	4,912千円 (4,312千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	31,812千円 (5,212千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月30日開催の第11期定時株主総会決議において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月30日開催の第11期定時株主総会決議において年額72百万円以内と決議いただいております。
 4. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、当事業年度中に取締役及び監査役について交代等が発生していることによるものであります。

③ 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

監査役熊澤慶昌氏は取締役会27回のうち19回出席し、また監査役会14回のうち10回に出席し、主に財務・会計面を中心とした客観的・中立的な見地から発言を行っております。

監査役牧辰人氏は取締役会27回のうち17回出席し、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士として得た専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 清友監査法人

(注) 仰星監査法人は平成20年3月26日開催の第14期定時株主総会において任期満了により退任されました。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が継続して職務を執行するのに支障がある場合等、その必要があると判断される場合、取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会からの請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

また、監査役会が、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清友監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、経営企画管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命する。コンプライアンス体制の構築、維持には、経営企画管理本部が当たる。監査役及び内部監査担当者は連携してコンプライアンス体制の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、経営企画管理本部担当取締役を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者として任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、その保存媒体に応じて適切に、検索性が高い状態で、「文書管理規程」に基づき保存、管理を行う。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する実施状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、経営企画管理本部担当取締役をリスク管理に関する統括責任者として任命する。全社的なリスクの統括的な管理には、経営企画管理本部が当たる。

監査役及び内部監査担当者は連携して各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれ責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としている。

- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画管理本部担当取締役が統括する。経営企画管理本部担当取締役は、グループ内の情報の共有化並びに運営の効率化を図るため、グループ経営委員会を定期的に開催する。
- 監査役及び内部監査担当者は連携してグループの管理体制を監査し、その結果を取締役に報告する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人について
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査担当者の中から監査役を補助すべき使用人を指名することが出来る。
- ⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人に関する人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、了承を得ることとする。
- 監査役職務を補助すべき使用人は、業務監査上の必要のために監査役から指示を受けた事項については、その指示を受けた事項に関して取締役の指揮命令に服さないこととする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会並びにその他の重要と思われる会議に出席する他、書類の提出を求めることが出来るものとする。
- 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するものとする。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- 監査役は、内部監査担当者と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当者に調査を求めることが出来る。
- 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	387,807	流 動 負 債	135,209
現金及び預金	269,942	買掛金	26,183
売掛金	73,318	未払金	35,494
たな卸資産	28,731	未払法人税等	6,820
前渡金	513	返品調整引当金	13
その他	19,468	返品調整引当金	13
貸倒引当金	△4,166	事務所移転費用引当金	17,000
固 定 資 産	323,877	その他	49,697
有 形 固 定 資 産	8,885	負 債 合 計	135,209
建物及び構築物	2,859	純 資 産 の 部	
工具器具備品	6,025	株 主 資 本	571,262
無 形 固 定 資 産	65,542	資 本 金	1,460,495
商標権	7,611	資 本 剰 余 金	1,444,485
ソフトウェア	10,184	利 益 剰 余 金	△2,333,718
のれん	47,053	評価・換算差額等	1,031
その他	692	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,031
投 資 そ の 他 の 資 産	249,449	少 数 株 主 持 分	4,314
投資有価証券	1,243	純 資 産 合 計	576,608
関係会社株式	26,652	負 債 純 資 産 合 計	711,817
関係会社長期未収入金	6,614		
関係会社出資金	150		
長期未収入金	73,370		
長期預け金	167,500		
その他	47,290		
貸倒引当金	△73,370		
繰 延 資 産	132		
株式交付費	132		
資 産 合 計	711,817		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		624,349
売上原価		380,207
売上総利益		244,142
返品調整引当金繰入額		13
返品調整引当金戻入益		38
販売費及び一般管理費		244,167
営業外損失		850,304
営業外収益		606,137
受取利息	1,623	
持分法投資利益	34,445	
貸倒引当金戻入益	109	
その他の	716	36,894
営業外費用		
支払利息	115	
為替差損	15,552	
株式交付費償却額	227	
株式交付費用	1,268	
増資関連費用	20,712	
その他の	35	37,912
経常損失		607,156
特別利益		
前期損益修正益	3,216	3,216
特別損失		
固定資産除却損	25,074	
減損損	54,210	
投資有価証券評価損	4,099	
貸倒引当金繰入額	35,023	
事務所移転費用引当金繰入額	17,000	
臨時たな卸資産評価損	51,357	
前期損益修正損	860	
前渡金償却損	187,687	375,313
税金等調整前当期純損失		979,253
法人税、住民税及び事業税		3,169
少数株主損失		12,522
当期純損失		969,900

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等 為替換算 調整勘定	少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
平成19年12月31日残高	1,304,328	1,288,318	△1,363,818	1,228,829	10,426	19,876	1,259,133
連結会計年度中の変動額							
ストック・オプション の行使による新株の発行	11,176	11,176	—	22,352	—	—	22,352
第三者割当増資による 新株の発行	144,990	144,990	—	289,981	—	—	289,981
当期純損失	—	—	△969,900	△969,900	—	—	△969,900
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	—	—	—	—	△9,395	△15,562	△24,957
連結会計年度中の 変動額合計	156,166	156,166	△969,900	△657,566	△9,395	△15,562	△682,524
平成20年12月31日残高	1,460,495	1,444,485	△2,333,718	571,262	1,031	4,314	576,608

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、営業損失の発生が3期継続しております。

当該状況により、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは、当該状況を解消すべく、平成20年2月15日の取締役会において策定した「経営改善計画」に沿って引き続き収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。

平成21年の「経営改善計画」は以下のとおりであります。

(1) OS事業の再構築

当社グループの最大の強みであるOSの開発力を最大限活かすと同時に、より一層高めることが収益力の改善に繋がると考えております。

今後は、強みを活かす方策として引き続きOS製品を安定的にリリースすることにより、ユーザーが一層安心してOS製品を利用する環境を提供することに努めます。また、強みを高めるための方策として、引き続きフランスのOSディストリビューターであるMandriva S.A.との共同プロジェクトを通じて品質及び価格競争力の向上を図り、収益性の改善に努めます。

(2) Web受託開発事業の縮小

当社グループは、当連結会計年度末において、Web受託開発事業の見直しを行い、OS事業及びInfiniTalk事業の収益性と比較した結果、Web受託開発事業がその性質上低収益の事業にならざるを得ないことを勘察し、今後の注力すべき事業ドメインから外すことといたしました。今後は、Web受託開発事業に投下していた経営リソースを、より収益性の高い事業へ投下することにより収益性の改善に努めます。

(3) InfiniTalk事業の国内外での浸透

当社グループのInfiniTalk事業については、引き続き価格競争力と豊富な機能拡張性を強みとし、ハードウェアベンダーへのOEM提供を図り、安定した売上高の確保により、収益性の改善に努めます。また、当連結会計年度においては、国内を主要マーケットとしておりましたが、平成21年度におきましては、中国マーケットを主要マーケットに追加し、売上高の増加と収益性の改善に努めます。

(4) PHPエンジニア育成事業

現在、国内外で不足しているPHPエンジニアの育成を事業として確立し、売上高の確保を図り、収益性の改善に努めます。

(5) コスト低減の徹底

引き続き工程改善の徹底、プロジェクトマネジメント力の向上、バック・オフィスの共有化等によりコスト低減の徹底を図り、収益性の改善に努めます。具体的な方策といたしましては、平成20年12月15日に公表いたしましたとおり、当社グループは人的リソースの最適化を図ることを目的とした希望退職の募集を実施し、26名が平成21年1月～3月の間において退職する予定であります。また、以上の方策を通じた収益性の改善により、安定した営業キャッシュ・フローを確保し、財務体質の強化を図って参ります。

○運転資金について

当社グループは、当連結会計年度末において269,942千円の現金及び預金を保有し、財務面におきましては、自己資本比率が80.4%あり、当面の資金繰りについて支障はありませんが、今後もキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。

連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|--|
| ・連結子会社の数 | 5社 |
| ・連結子会社の名称 | ゼンド・ジャパン株式会社
ターボソリューションズ株式会社
エイミーストリートジャパン株式会社
Turbolinux India Private Ltd.
Shanghai Turbolinux Software Inc. |

Shanghai Turbolinux Software Inc.は株式の取得により、当連結会計年度において子会社としたことから当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

ターボソリューションズ株式会社は、平成20年4月1日付でレーザーファイブ株式会社から社名変更しております。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・非連結子会社の名称 | エイ・エス・ジェイ有限責任事業組合 |
| ・非連結子会社を連結の範囲から除いた理由 | |

非連結子会社は、規模が極めて小さく、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 Turbolinux China Co.,Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 エイ・エス・ジェイ有限責任事業組合
- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Turbolinux India Private Ltd. の決算日は3月31日となっております。連結計算書類作成にあたっては、連結会計年度末日時点で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・その他有価証券
時価の無いもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法
- ・製品 先入先出法による原価法
- ・材料 先入先出法による原価法
- ・仕掛品 個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～15年
工具器具備品 4～15年

(追加情報)

当連結会計年度より、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(2~3年)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法
株式交付費

企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは、繰延資産に計上し、定額法(3年)により償却しております。それ以外のものは、支出時に費用計上しております。

④ 重要な引当金の計上基準
イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

ハ. 事務所移転費用引当金

来期における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的に見積もることができる額を計上しております。

- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ 収益の計上基準
 取引先の検収を要する受託業務については、検収基準を採用しております。製品の提供につきましては、出荷基準を採用しております。
- ⑦ 重要なリース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 のれんは、10年間で均等償却しております。
3. 連結貸借対照表に関する注記
 有形固定資産の減価償却累計額 42,553千円

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	ソフトウェア事業	建物附属設備	2,710 千円
		工具器具備品	2,529 千円
		商標権	19,688 千円
	その他の事業	ソフトウェア	5,056 千円
		工具器具備品	696 千円
		商標権	240 千円
		ソフトウェア	6,279 千円
		長期前払費用	17,009 千円

当社グループは、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分に従いグルーピングを行っております。

ソフトウェア事業については、事業収益の著しい減少により、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。

その他の事業の音楽配信事業については、事業を休止することから、回収可能額をゼロとして算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	107,123株	12,439株	一株	119,562株
合計	107,123株	12,439株	一株	119,562株

(注) 普通株式数の増加のうち、11,005株は第三者割当増資によるものであり、1,434株は新株予約権の行使によるものであります。

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 4,849株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,786円59銭
(2) 1株当たり当期純損失 8,811円99銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(希望退職者募集の結果に関して)

(1) 希望退職者募集の理由

当社を取り巻く経営環境は大変厳しくなっており、平成18年12月期より3期連続で損失を計上しております。今後は市場の変化に対応するため、また人的リソースの最適化を図るため、社内の事業構造や組織体制について思い切った改革を行っていく必要があると考えておりました。このような状況の中で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえ、自らの意思で「ネクストキャリア」を志向する社員に対し、会社が転進支援金や再就職の支援を行うことを目的として「希望退職制度」を実施することを決定いたしました。

(2) 希望退職者募集の概要

- | | |
|-------|---|
| ①募集人員 | 30名 |
| ②募集期間 | 平成21年1月9日から平成21年1月16日まで |
| ③退職日 | 平成21年1月31日（業務都合により例外適用あり） |
| ④優遇措置 | 会社都合の退職とし、転進支援金として月額報酬の2－3ヶ月相当額を支給する。また、希望者には外部委託会社による再就職支援を斡旋する。 |

(3) 希望退職者募集の結果

当社は、平成20年12月15日開催の取締役会の決議に基づいて希望退職者の募集を行い、下記の結果となりました。

応募者数 26名

今回の希望退職者募集に伴う退職一時金等は約41百万円であり、平成21年12月期において特別損失に計上する予定であります。

(第9回新株予約権の発行)

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、平成21年2月20日を割当日とする第三者割当による新株予約権の発行を下記のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| (1) 新株予約権の割当日 | 平成21年2月20日 |
| (2) 新株予約権の割当を受ける者 | China Satcom Investment Limited |
| (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 54,000株 |
| (4) 発行する新株予約権の総数 | 90個 |
| (5) 新株予約権の発行価額 | 本新株予約権1個当たり金598,200円 |

(6) 新株予約権の行使に際して払込みを なすべき額（行使価額）	株式1株当たりの払込金額（行使価額） 金22,770円
(7) 新株予約権の行使期間	平成21年2月20日～平成21年8月19日
(8) 新株予約権の行使により新株を発行 する場合の発行価額のうち資本に組 入れない額	会社計算規則第40条第1項の規定に従い 算出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額（1円未満の端数切り上げ）を増 加する資本金の額とし、当該資本金等増 加限度額から増加する資本金の額を控除 した額を、増加する資本準備金額とする。

なお、当該新株予約権の発行につきまして、平成21年2月20日予定通り、発行価額全額（53,838,000円）の払込みが完了致しました。

(子会社における事業の全部又は一部の休止又は廃止)

当社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日開催の取締役会にて、音楽配信事業の休止に関する決議を行い、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止しております。

(1) 音楽配信事業の休止の理由

当社グループは、経営リソースの最適化を行い、当社グループの最も得意とし、収益性の高い事業へ優先的に経営リソースの投下を行い、売上及び利益の確保を目指しております。当該事由から、当連結子会社の事業につきましては、当社グループの主要な事業ドメインから外れることになり、今回の音楽配信事業の休止となりました。

(2) 子会社の概要

商号 : エイミーストリートジャパン株式会社
 代表者 : 代表取締役社長 矢野広一
 所在地 : 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
 設立年月日 : 平成19年10月22日
 事業の内容 : インターネットによる音楽配信事業
 資本金 : 金40百万円

(3) 内容

① 休止する事業 音楽配信事業

② 業績（平成20年12月31日時点）

売上高 : 0百万円
 営業損失 : 44百万円
 経常損失 : 44百万円
 当期純損失 : 69百万円

(4) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該子会社の事業休止による連結業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。

(持株会社制度に伴う会社分割)

当社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、平成21年5月1日を期して新設分割方式により、当社のLinuxプロダクト事業を新設会社となるターボリナックス株式会社へ承継する（以下、「本件分割」といいます。）ことについて平成21年3月26日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 当該新設分割の目的

当社は創業以来、事業会社として歩んでまいりましたが、当社グループにおける顧客ニーズの高度化・多様化、当社グループにおける中国での新規事業の開始、世界レベルでのIT技術の革新と多様化など事業環境は著しく変化しつつあります。当社グループが今まで以上のスピードにて確実な成長路線を歩んでいくためには、現在の延長線上ではない新たな成長戦略が必要であり、既存事業の強化は勿論のこと、戦略的な事業領域の拡大を伴うグループ構造の再編が急務であると認識いたしております。つきましては、当社グループの持続的成長を果たすため、当社におけるLinuxプロダクト事業を新設分割により移管し、当社自身が純粋持株会社となり、子会社の経営管理指導を中心に業務を行う事を決定した次第です。

(2) 会社分割の要旨

① 分割の日程

新設分割計画承認取締役会	平成21年2月26日
新設分割計画承認定時株主総会	平成21年3月26日
新設分割期日	平成21年5月1日（予定）

② 分割方式

当社を分割会社とし、ターボリナックス株式会社（注）を新設会社とする新設分割方式にて行います。

(注) 新設会社は当社と同じ商号ですが、平成21年3月26日開催予定の第15期定時株主総会での承認を経ることを条件に、当社は平成21年5月1日付でターボリナックス株式会社から「TLホールディングス株式会社」へ商号変更を行う予定です。

③ 分割に係る割当の内容

本件分割に際し、新設会社は株式を2,000株発行し、その全てを当社に割り当てます。これにより当社は純粋持株会社となりますが、上場は維持いたします。

④ 分割により減少する資本金の額等

本件分割に際して減少する資本金の額等はありません。

⑤ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱

当社が発行しております新株予約権について、本件分割による当社新株予約権に関する取扱にいずれも変更はありません。

なお、当社が発行した新株予約権付社債は全て転換（行使）又は償還されており、現存する新株予約権付社債はありません。

⑥ 分割承継会社が承継する権利義務

新設分割計画書に別段の定めのあるものを除き、新設会社は、当社のLinuxプロダクト事業に属する資産、負債及び契約上の地位、その他の権利義務を承継します。ただし、本件事業に従事する従業員との雇用契約については、本件分割によって新設会社に承継させず、当該従業員は全員新設会社に出向となります。

なお、本件分割により当社から新設会社に承継する債務につきまして、重畳的債務引受の方法によるものとします。

⑦ 債務履行の見込

本件分割におきましては、分割会社である当社に残存する資産の額と新設会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額及び新設会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成20年12月31日現在)	新設会社 注1
① 商号	ターボリナックス株式会社 平成21年5月1日付で「TLホールディングス株式会社」に商号変更予定	ターボリナックス株式会社
② 主な事業内容	Linuxプロダクト事業	Linuxプロダクト事業
③ 本店の所在地	東京都渋谷区三丁目3番5号	東京都渋谷区三丁目3番5号
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役 矢野広一	代表取締役 矢野広一
⑤ 資本金の額	1,460,495千円	50,000千円（予定）
⑥ 純資産	734,281千円	128,101千円 注2
⑦ 総資産	833,665千円	210,485千円 注2
⑧ 事業年度の末日	12月31日	12月31日
⑨ 従業員数	50名	—

(注) 1. 新設会社は、本件分割により平成21年5月1日設立予定であるため、記載事項は分割期日における見込です。

2. 平成20年12月31日現在の当社の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産及び負債の金額は上記金額とは異なります。

(4) 分割する事業部門の概要

①分割する部門の事業内容

Linuxプロダクト事業

②分割する部門の経営成績（平成20年12月期）

売上高 336,680千円

売上総利益 173,589千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 2月27日

ターボリナックス株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 口 邦 宏 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 人 見 敏 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ターボリナックス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、継続して営業損失及び当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり

(1) 会社は希望退職者募集を決議し実施した。希望退職者に対する退職一時金等約41百万円は、翌連結会計年度において特別損失に計上される予定である。

(2) 会社は第9回新株予約権の発行を決議し、平成21年2月20日にその発行価額の全額の払込が完了した。

(3) 会社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止した。

(4) 会社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、平成21年3月26日開催予定の第15期定時株主総会で承認されることを条件として、平成21年5月1日を期日に会社分割を行い純粋持株会社へ移行することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年3月3日

ターボリナックス株式会社 監査役会

常勤監査役 熊澤 慶昌 ㊟
(社外監査役)

監査役 岡田 光信 ㊟

社外監査役 牧 辰人 ㊟

(注) 監査役熊澤慶昌及び牧辰人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	394,759	流 動 負 債	99,384
現金及び預金	206,616	買掛金	22,452
売掛金	41,695	未払金	25,662
製品	16,900	未払法人税等	5,637
材料	2,739	前受金	13,604
前払費用	8,538	預り金	14,335
関係会社短期貸付金	31,028	返品調整引当金	13
未収消費税等	1,159	事務所移転費用引当金	17,000
立替金	59,773	その他	678
その他	26,339	負 債 合 計	99,384
貸倒引当金	△33	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	438,773	株 主 資 本	734,281
有 形 固 定 資 産	1,135	資本金	1,460,495
建物附属設備	501	資本剰余金	1,444,485
工具器具備品	633	資本準備金	1,335,788
無 形 固 定 資 産	46,097	その他資本剰余金	108,696
商標権	7,287	利 益 剰 余 金	△2,170,699
ソフトウェア	3,570	その他利益剰余金	△2,170,699
ソフトウェア仮勘定	35,000	繰越利益剰余金	△2,170,699
その他	240	純 資 産 合 計	734,281
投 資 そ の 他 の 資 産	391,540	負 債 純 資 産 合 計	833,665
投資有価証券	900		
関係会社株式	173,998		
関係会社出資金	100		
関係会社長期貸付金	320,104		
関係会社長期未収入金	110,415		
差入保証金	16,780		
長期預け金	167,500		
長期前払費用	20,963		
貸倒引当金	△419,221		
繰 延 資 産	132		
株式交付費	132		
資 産 合 計	833,665		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		336,680
売上原価		163,116
売上総利益		173,564
返品調整引当金繰入額		13
返品調整引当金戻入益		38
販売費及び一般管理費		173,589
営業損失		583,750
営業外収益		410,161
受取利息	7,467	
有価証券利息	908	
貸倒引当金繰入益	109	
販売奨励金	76	
業務受託料収入	59,975	
その他	447	68,983
営業外費用		
支払利息	107	
為替差損	9,652	
株式交付費償却額	227	
株式交付費	1,093	
増資関連費用	20,712	
その他	32	31,826
経常損失		373,004
特別損失		
固定資産除却損	25,015	
減損損	27,580	
投資有価証券評価損	4,099	
貸倒引当金繰入額	36,685	
事務所移転費用引当金繰入額	17,000	
臨時たな卸資産評価損	51,357	
関係会社貸倒引当金繰入額	231,648	
関係会社株式評価損	80,368	473,756
税引前当期純損失		846,760
法人税、住民税及び事業税		2,290
当期純損失		849,050

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金	繰 越 剰 余 金
平成19年12月31日 残高	1,304,328	1,179,622	108,696	1,288,318	△1,321,649	1,270,997
事業年度中の変動額						
ストックオプションの行使による新株の発行	11,176	11,176	-	11,176	-	22,352
第三者割当増資による新株の発行	144,990	144,990	-	144,990	-	289,981
当期純損失	-	-	-	-	△849,050	△849,050
事業年度中の変動額合計	156,166	156,166	-	156,166	△849,050	△536,716
平成20年12月31日 残高	1,460,495	1,335,788	108,696	1,444,485	△2,170,699	734,281

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、営業損失の発生が3期継続しております。

当該状況により、当事業年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社は、当該状況を解消すべく、平成20年2月15日の取締役会において策定した「経営改善計画」に沿って引き続き収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。

平成21年の「経営改善計画」は以下のとおりであります。

(1) OS事業の再構築

当社の最大の強みであるOSの開発力を最大限活かすと同時に、より一層高めることが収益力の改善に繋がると考えております。今後は、強みを活かす方策として引き続きOS製品を安定的にリリースすることにより、ユーザーが一層安心してOS製品を利用する環境を提供することに努めます。また、強みを高めるための方策として、引き続きフランスのOSディストリビューターであるMandrivaS.A.との共同プロジェクトを通じて品質及び価格競争力の向上を図り、収益性の改善に努めます。

(2) コスト低減の徹底

引き続き工程改善の徹底、プロジェクトマネジメント力の向上、バック・オフィスの共有化等によりコスト低減の徹底を図り、収益性の改善に努めます。具体的な方策といたしましては、平成20年12月15日に公表いたしましたとおり、当社は人的リソースの最適化を図ることを目的とした希望退職者の募集を実施し、20名が平成21年1月～3月の間において退職する予定であります。また、以上の方策を通じた収益性の改善により、安定した営業キャッシュ・フローを確保し、財務体質の強化を図って参ります。

○運転資金について

当社は、当事業年度末において206,616千円の現金及び預金を保有し、財務面におきましては、自己資本比率が88.1%あり、当面の資金繰りについて支障はありませんが、今後もキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。

計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価の無いもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 先入先出法による原価法
- ・製品 先入先出法による原価法
- ・材料 先入先出法による原価法
- ・仕掛品 個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具器具備品 4～15年

(追加情報)

当事業年度より、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(2～3年)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用

長期前払ロイヤリティは、使用料相当額を費用へ振りかえております。

- (4) 繰延資産の処理方法
株式交付費 企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは、繰延資産に計上し、定額法（3年）により償却しております。
それ以外のものは、支出時に費用計上しております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務の資産及び負債については、決算日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 返品調整引当金 商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。
- ③ 事務所移転費用引当金 来期における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的に見積もることができる額を計上しております。
- (7) 収益の計上基準
取引先の検収を要する受託業務については、検収基準を採用しております。製品の提供につきましては、出荷基準を採用しております。
- (8) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (9) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,039千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 113,857千円
 - ② 長期金銭債権 430,519千円
 - ③ 短期金銭債務 10,926千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下のとおり減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	ソフトウェア事業	建物附属設備	1,355 千円
		工具器具備品	1,712 千円
		商標権	19,688 千円
		ソフトウェア	4,823 千円

当社は、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分に従いグルーピングを行っております。

ソフトウェア事業については、事業収益の著しい減少により、当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5,587千円
仕入高	9,606千円
販売費及び一般管理費	11,722千円

営業取引以外の取引による取引高

業務受託料手数料	59,975千円
その他	7,085千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,241千円
減価償却費超過額	5,060千円
貸倒引当金	170,636千円
たな卸資産評価損	131,096千円
関係会社株式評価損	150,996千円
事務所移転費用引当金	6,919千円
減損損失	11,225千円
繰越欠損金	477,346千円
その他	11,836千円
繰延税金資産小計	966,359千円
評価性引当金	△966,359千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	－千円
繰延税金資産（負債）の純額	－千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品（千円）	2,939	2,596	342
合計（千円）	2,939	2,596	342

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	630千円
1年超	327千円
合計	957千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	663千円
減価償却費相当額	391千円
支払利息相当額	62千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名又は会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	岡田 光信	-	当社監査役	-	-	-	ストックオプションの権利行使(注2)	11,752	-	-

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 「ストックオプションの権利行使」取引は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき付与されたストックオプションの当事業年度中の権利行使を記載しております。なお、権利行使期間及び権利行使の条件等については、「2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ターボソリューションズ株式会社	46,500	システム受託開発	100.0	役員2名	金銭の貸付(注2)	経理業務等受託	23,311	未収入金	1,800
							給与等立替	171,780	立替金	11,660
							金銭の貸付	50,000	関係会社短期貸付金	31,028
								関係会社長期貸付金	5,171	
子会社	ゼンドジャパン株式会社	95,000	PHPソリューション事業	90.0	役員2名	金銭の貸付(注2)	経理業務等受託	32,669	未収入金	21,507
							給与等立替	82,900	立替金	45,448
							金銭の貸付	-	関係会社長期貸付金	303,933
							-	-	関係会社長期未収入金	80,000

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Shanghai Turbolinux Software Inc.	1百萬元	サーバ及びクライアント向けlinuxOSの開発・販売、サポート	90.0	役員 2名	金銭の貸付注2)	金銭の貸付	11,000	関係会社長期貸付金	11,000
関連会社	Turbolinux China Co., Ltd.	361万米ドル	サーバ及びクライアント向けlinuxOSの開発・販売、サポート	49.0	役員 2名	当社製品の販売	-	-	関係会社長期未収入金	30,415

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. 貸付金につきましては、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。なお、利息金額は下記のとおりであります。Shanghai Turbolinux Software, Inc に対する当事業年度の貸付金につきましては、無利息としております。
- ・ターボソリューションズ株式会社 1,821千円
 - ・ゼンドジャパン株式会社 5,264千円
3. 経理業務等受託については、当該業務にかかる人員に支給されている給与の額を基準として決定しております。
4. ゼンドジャパン株式会社への債権に対し、当事業年度において合計282,536千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。これにより、貸倒引当金は合計419,221千円となっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,141円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 7,714円00銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(希望退職者募集の結果に関して)

(1) 希望退職者募集の理由

当社を取り巻く経営環境は大変厳しくなっており、平成18年12月期より3期連続で損失を計上しております。今後は市場の変化に対応するため、また人的リソースの最適化を図るため、社内の事業構造や組織体制について思い切った改革を行っていく必要があると考えておりました。このような状況の中で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえ、自らの意思で「ネクストキャリア」を志向する社員に対し、会社が転進支援金や再就職の支援を行うことを目的として「希望退職制度」を実施することを決定いたしました。

(2) 希望退職者募集の概要

- ①募集人員 30名
- ②募集期間 平成21年1月9日から平成21年1月16日まで
- ③退職日 平成21年1月31日（業務都合により例外適用あり）
- ④優遇措置 会社都合の退職とし、転進支援金として月額報酬の2－3ヶ月相当額を支給する。また、希望者には外部委託会社による再就職支援を斡旋する。

(3) 希望退職者募集の結果

当社は、平成20年12月15日開催の取締役会の決議に基づいて希望退職者の募集を行い、下記の結果となりました。

応募者数 20名

今回の希望退職者募集に伴う退職一時金等は約32百万円であり、平成21年12月期において特別損失に計上する予定であります。

(第9回新株予約権の発行)

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、平成21年2月20日を割当日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。

- (1) 新株予約権の割当日 平成21年2月20日
- (2) 新株予約権の割当を受ける者 China Satcom Investment Limited
- (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 54,000株
- (4) 発行する新株予約権の総数 90個
- (5) 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個当たり金598,200円
- (6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額） 株式1株当たりの払込金額（行使価額）金22,770円
- (7) 新株予約権の行使期間 平成21年2月20日～平成21年8月19日
- (8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満の端数切り上げ）を増加する資本金の額とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額を、増加する資本準備金額とする。

なお、当該新株予約権の発行につきまして、平成21年2月20日予定通り、発行価額全額（53,838,000円）の払込みが完了致しました。

(子会社における事業の全部又は一部の休止又は廃止)

当社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日開催の取締役会にて、音楽配信事業の休止に関する決議を行い、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止しております。

(1) 音楽配信事業の休止の理由

当社グループは、経営リソースの最適化を行い、当社グループの最も得意とし、収益性の高い事業へ優先的に経営リソースの投下を行い、売上及び利益の確保を目指しております。当該事由から、当連結子会社の事業につきましては、当社グループの主要な事業ドメインから外れることになり、今回の音楽配信事業の休止となりました。

(2) 子会社の概要

商号 : エイミーストリートジャパン株式会社
代表者 : 代表取締役社長 矢野広一
所在地 : 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
設立年月日 : 平成19年10月22日
事業の内容 : インターネットによる音楽配信事業
資本金 : 金40百万円

(3) 内容

① 休止する事業 音楽配信事業

② 業績 (平成20年12月31日時点)

売上高 : 0百万円
営業損失 : 44百万円
経常損失 : 44百万円
当期純損失 : 69百万円

(4) 当該事象の損益に与える影響額

当該子会社の事業休止による業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。

(持株会社制度に伴う会社分割)

当社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、平成21年5月1日を期して新設分割方式により、当社のLinuxプロダクト事業を新設会社となるターボリナックス株式会社へ承継する(以下、「本件分割」といいます。)ことについて平成21年3月26日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 当該新設分割の目的

当社は創業以来、事業会社として歩んでまいりましたが、当社グループにおける顧客ニーズの高度化・多様化、当社グループにおける中国での新規事業の開始、世界レベルでのIT技

術の革新と多様化など事業環境は著しく変化しつつあります。当社グループが今まで以上のスピードにて確実な成長路線を歩んでいくためには、現在の延長線上ではない新たな成長戦略が必要であり、既存事業の強化は勿論のこと、戦略的な事業領域の拡大を伴うグループ構造の再編が急務であると認識いたしております。つきましては、当社グループの持続的成長を果たすため、当社におけるLinuxプロダクト事業を新設分割により移管し、当社自身が純粋持株会社となり、子会社の経営管理指導を中心に業務を行う事を決定した次第です。

(2) 会社分割の要旨

① 分割の日程

新設分割計画承認取締役会	平成21年2月26日
新設分割計画承認定時株主総会	平成21年3月26日
新設分割期日	平成21年5月1日（予定）

② 分割方式

当社を分割会社とし、ターボリナックス株式会社（注）を新設会社とする新設分割方式にて行います。

（注）新設会社は当社と同じ商号ですが、平成21年3月26日開催予定の第15期定時株主総会での承認を経ることを条件に、当社は平成21年5月1日付でターボリナックス株式会社から「TLホールディングス株式会社」へ商号変更を行う予定です。

③ 分割に係る割当の内容

本件分割に際し、新設会社は株式を2,000株発行し、その全てを当社に割り当てます。これにより当社は純粋持株会社となりますが、上場は維持いたします。

④ 分割により減少する資本金の額等

本件分割に際して減少する資本金の額等はありません。

⑤ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱

当社が発行しております新株予約権について、本件分割による当社新株予約権に関する取扱にいずれも変更はありません。

なお、当社が発行した新株予約権付社債は全て転換（行使）又は償還されており、現存する新株予約権付社債はありません。

⑥ 分割承継会社が承継する権利義務

新設分割計画書に別段の定めのあるものを除き、新設会社は、当社のLinuxプロダクト事業に属する資産、負債及び契約上の地位、その他の権利義務を承継します。ただし、本件事業に従事する従業員との雇用契約については、本件分割によって新設会社に承継させず、当該従業員は全員新設会社に出向となります。

なお、本件分割により当社から新設会社に承継する債務につきまして、重畳的債務引受の方法によるものとします。

⑦ 債務履行の見込

本件分割におきましては、分割会社である当社に残存する資産の額と新設会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額及び新設会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成20年12月31日現在)	新設会社 注1
① 商号	ターボリナックス株式会社 平成21年5月1日付で「TL ホールディングス株式会社」 に商号変更予定	ターボリナックス株式会社
② 主な事業内容	Linuxプロダクト事業	Linuxプロダクト事業
③ 本店の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目3 番5号	東京都渋谷区渋谷三丁目3 番5号
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 矢野広一	代表取締役社長 矢野広一
⑤ 資本金の額	1,460,495千円	50,000千円(予定)
⑥ 純資産	734,281千円	128,101千円 注2
⑦ 総資産	833,665千円	210,485千円 注2
⑧ 事業年度の末日	12月31日	12月31日
⑨ 従業員数	50名	—

(注) 1. 新設会社は、本件分割により平成21年5月1日設立予定であるため、記載事項は分割期日における見込です。

2. 平成20年12月31日現在の当社の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産及び負債の金額は上記金額とは異なります。

(4) 分割する事業部門の概要

- ① 分割する部門の事業内容
Linuxプロダクト事業
- ② 分割する部門の経営成績(平成20年12月期)
- | | |
|-------|-----------|
| 売上高 | 336,680千円 |
| 売上総利益 | 173,589千円 |

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月27日

ターボリナックス株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

指 定 社 員	公認会計士	田 口	邦 宏 ⑩
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	人 見	敏 之 ⑩
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ターボリナックス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、継続して営業損失及び当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり

(1) 会社は希望退職者募集を決議し実施した。希望退職者に対する退職一時金等約32百万円は、翌事業年度において特別損失に計上される予定である。

(2) 会社は第9回新株予約権の発行を決議し、平成21年2月20日にその発行価額の全額の払込が完了した。

(3) 会社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止した。

(4) 会社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、平成21年3月26日開催予定の第15期定時株主総会で承認されることを条件として、平成21年5月1日を期日に会社分割を行い純粋持株会社へ移行することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年3月3日

ターボリナックス株式会社 監査役会
常勤監査役 熊澤 慶昌 ㊞
(社外監査役)
監査役 岡田 光信 ㊞
社外監査役 牧 辰人 ㊞

(注) 熊澤慶昌及び牧辰人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は創業以来、事業会社として歩んでまいりましたが、当社グループにおける顧客ニーズの高度化・多様化、当社グループにおける中国での新規事業の開始、世界レベルでのIT技術の革新と多様化など事業環境は著しく変化しつつあります。当社グループが今まで以上のスピードにて確実な成長路線を歩んでいくためには、現在の延長線上ではない新たな成長戦略が必要であり、既存事業の強化は勿論のこと、戦略的な事業領域の拡大を伴うグループ構造の再編が急務であると認識いたしております。つきましては、当社グループの持続的成長を果たすため、当社におけるLinuxプロダクト事業を新設分割により移管し、当社自身が純粋持株会社となり、子会社の経営管理指導を中心に業務を行う事を決定した次第です。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容は次のとおりであります

新設分割計画書(写)

ターボリナックス株式会社（平成21年5月1日をもって、商号を「TLホールディングス株式会社」に変更予定。以下、「甲」という。）は、甲がLinuxプロダクト事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立するターボリナックス株式会社（以下、「乙」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画を定めるものとする。

第1条（目的）

甲は、本計画の定めるところにより、甲の本件事業に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させる新設分割を行う。

第2条（乙の定款）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数ならびにその他乙の定款で定める事項は別紙1「ターボリナックス株式会社定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本店 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号

第3条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 矢野 広一、 谷口 剛、 佐藤 浩二
- (2) 設立時監査役 飯富 康生

第4条（分割により承継する権利義務）

- 1 本件分割により、乙が甲から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 2 本件事業に従事する甲の従業員（以下、「従業員」という。）との雇用契約については、乙に承継されないものとし、本件分割後、従業員は乙へ出向するものとする。
- 3 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
- 4 第1項の規定による甲から乙へ承継させた債務について、甲が弁済その他負担をしたときは、甲は乙に対してその負担額全額を請求することができるものとする。

第5条（乙が本件分割に際して交付する株式の数）

乙は、本件分割に際して2,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として甲に割当交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立の際における資本金および準備金等の額は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 設立時資本金額 | 50,000,000円 |
| (2) 設立時資本準備金額 | 0円 |
| (3) 設立時資本剰余金 | 設立時株主払込資本額（会社計算規則第80条に定めるものをいう）の合計額から第(1)号および第(2)号の合計額を減じて得た額 |

第7条（分割期日）

乙の設立の登記をすべき日は、平成21年5月1日（以下、「分割期日」という。）とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、これを変更することができる。

第8条（分割条件の変更、本件分割の中止）

本計画作成の日から分割期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合等本件分割の目的達成が困難となった場合、その他甲が必要と認めた場合には、甲は、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業に関し、会社法第21条第1項の規定による競業禁止義務を負わない。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるものの他、本件分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

平成21年2月26日

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
ターボリナックス株式会社
代表取締役 矢野 広一 ㊞

(別紙1)

ターボリナックス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ターボリナックス株式会社と称し、英文にてTurbolinux, Inc.と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター、通信機器及び周辺機器のソフトウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (2) コンピューター、通信機器及び周辺機器のハードウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (3) コンピューター、通信機器及び周辺機器のリース
- (4) 情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (5) 情報通信システム上の商品・サービス販売システムの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (6) インターネット等を利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介
- (7) インターネット等における代金決済システムの運用及び導入代行業務
- (8) 情報通信関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、事業譲渡、資本参加等に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
- (9) 電気通信事業
- (10) 書籍、雑誌等の出版及び販売
- (11) 経営ならびに販売推進等に関するコンサルティング業務
- (12) 各種情報提供サービス、広告及び広告代理業務
- (13) コールセンター業務（電話受信発信事務代行業）
- (14) イベントの企画・運営
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 古物の売買
- (17) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
- (公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利の決定)

第 8 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該募集株式の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主および登録株式質権者もしくはその法定代理人又は代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項に掲げる者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所を定め、住所に代えてこれを届け出るか、もしくは日本国内に住所又は居所を有する代理人を定め、その代理人につき前項の届出をしなければならない。

3 前2項の規定により、届け出た事項に変更が生じたときは、変更された事項を届け出な

なければならない。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会開催地)

第 15 条 当会社の株主総会は、東京都及び全国道府県の道府県庁所在地のいずれかをその開催地とする。

(招集者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 20 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

2 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数をもって取締役会の定足数とする。

2 取締役会の決議は、取締役会規定で別段の定めのある場合を除き、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

3 決議する事項につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

2 取締役会の議事録は、その原本を議事の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規定)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除

き、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時を超えることはできない。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(期末配当)

第 36 条 当会社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 38 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。

附 則

第 1 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成21年12月31日までとする。

第 2 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除するものとする。

(別紙2)

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

本件事業に係る一切の資産。ただし、次に記載されたものを除く

- (1) 流動資産のうち、次に定めるもの
 - ① 関係会社短期貸付金
- (2) 有形固定資産及び無形固定資産のうち、次に定めるもの
 - ① 渋谷本社ビルの建物附属設備
- (3) 投資その他の資産のうち、次に定めるもの
 - ① 投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金
 - ② 関係会社長期貸付金、関係会社長期未収入金
 - ③ 差入保証金

2. 承継の対象となる負債

本件事業に係る一切の負債。ただし、次に記載されたものを除く

- ① 事務所移転費用引当金

3. 承継の対象となる契約及び権利義務

一切の雇用契約並びに本件事業に係る一切の契約及び権利義務。ただし、以下に記載されたものを除く

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む）
- (2) 株主名簿管理人との間で締結した株式事務代委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む）
- (3) 当社が発行する有価証券の株式会社大阪証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む）
- (4) 渋谷本社ビルの建物に係る建物賃貸借契約（これに附帯又は関連する契約を含む）。なお、渋谷本社ビルの建物のうち、本件事業に関して使用する部分については、分割期日以降、分割会社が新設会社に転貸借する
- (5) 新設会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

以 上

3. 会社法施行規則第205条に掲げる事項の内容の概要

- (1) 分割対価として交付される株式の数並びに新設会社の資本金及び準備金の相当性に関する事項

当社は、平成21年2月26日に作成した新設分割計画に基づき、平成21年5月1日を分割期日とする新設分割（以下、「本件分割」といいます。）により、当社のLinuxプロダクト事業を

新設会社に承継させることといたしました。新設会社は、本件分割により当社の100%子会社として設立され、かつ本件分割は、本件事業に属する資産及び負債を帳簿価額で承継させます。

① 分割対価として交付される株式の数

本件分割に際し、新設会社は株式を2,000株発行し、その全てを当社に割り当てます。本件分割によって当社の純資産には変動はなく、また新設会社が発行する株式は全て当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められるところ、持株会社体制への移行の目的に鑑み、相当であると判断いたしました。

② 新設会社の資本金及び準備金

新設会社の資本金および準備金の額は次のとおりです。

設立時資本金額	50,000,000円
設立時資本準備金額	0円

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、当社から新設会社に承継される資産及び負債の額並びに分割期日までの変動要素も加味した上で、新設会社の安定した財務基盤と機動的かつ柔軟な資本効率とのバランス、当社のその他の子会社の状況及びその他の事情を勘案し、会社計算規則第80条の規定に従い、新設会社の事業内容及び事業規模に応じて相当と認められる資本金及び資本準備金の額を定めました。

(2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(希望退職者募集の結果に関して)

当社は、平成20年12月15日開催の取締役会の決議に基づいて希望退職者の募集を行い、下記の結果となりました。

① 希望退職者募集の理由

当社を取り巻く経営環境は大変厳しくなっており、平成18年12月期より3期連続で損失を計上しております。今後は市場の変化に対応するため、また人的リソースの最適化を図るため、社内の事業構造や組織体制について思い切った改革を行っていく必要があると考えておりました。このような状況の中で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえ、自らの意思で「ネクストキャリア」を志向する社員に対し、会社が転進支援金や再就職の支援を行うことを目的として「希望退職制度」を実施することを決定致しました。

② 希望退職者募集の概要

①募集人員	30名
②募集期間	平成21年1月9日から平成21年1月16日まで

- ③退職日 平成21年1月31日（業務都合により例外適用あり）
- ④優遇措置 会社都合の退職とし、転進支援金として月額報酬の2－3ヶ月相当額を支給する。また、希望者には外部委託会社による再就職支援を斡旋する。

③ 希望退職者募集の結果

応募者数 26名

今回の希望退職者募集に伴う退職一時金等は約41百万円であり、平成21年12月期において特別損失に計上する予定であります。

（第9回新株予約権の発行）

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、平成21年2月20日を割当日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。

- | | |
|---|---|
| (1) 新株予約権の割当日 | 平成21年2月20日 |
| (2) 新株予約権の割当を受ける者 | China Satcom Investment Limited |
| (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 54,000株 |
| (4) 発行する新株予約権の総数 | 90個 |
| (5) 新株予約権の発行価額 | 本新株予約権1個当たり金598,200円 |
| (6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額） | 株式1株当たりの払込金額（行使価額）金22,770円 |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 平成21年2月20日～平成21年8月19日 |
| (8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 | 会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満の端数切り上げ）を増加する資本金の額とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額を、増加する資本準備金額とする。 |

なお、当該新株予約権の発行につきまして、平成21年2月20日予定通り、発行価額全額（53,838,000円）の払込みが完了致しました。

(子会社における事業の全部又は一部の休止又は廃止)

当社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月10日開催の取締役会にて、音楽配信事業の休止に関する決議を行い、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止しております。

① 音楽配信事業の休止の理由

当社グループは、経営リソースの最適化を行い、当社グループの最も得意とし、収益性の高い事業へ優先的に経営リソースの投下を行い、売上及び利益の確保を目指しております。当該事由から、当連結子会社の事業につきましては、当社グループの主要な事業ドメインから外れることになり、今回の音楽配信事業の休止となりました。

② 子会社の概要

商号：エイミーストリートジャパン株式会社

代表者：代表取締役社長 矢野広一

所在地：東京都渋谷区渋谷3-3-5

設立年月日：平成19年10月22日

事業の内容：インターネットによる音楽配信事業

資本金：金40百万円

③ 内容

イ 休止する事業 音楽配信事業

ロ 業績（平成20年12月31日時点）

売上高：0百万円

営業損失：44百万円

経常損失：44百万円

当期純損失：69百万円

④ 当該事象の損益に与える影響額

当該子会社の事業休止による業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由及び効力発生日

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

（現行定款 第7条、第9条第3項、第10条、第11条、第13条及び第46条の変更、附則 第1条、第2条、第3条の新設）

なお、本変更につきましては、本号議案をご承認頂き、本総会の終了をもって効力が発生するものと致します。

(2) 第1号議案をご承認頂くことを条件として、当社は新設分割方式による会社分割に伴い、平成21年5月1日（予定）を分割期日として、持株会社体制に移行予定であります。それに伴い商号及び目的の変更をするものであります。（現行定款 第1条、第2条、第6条及び第33条第3項と第4項の変更、附則 第4条の新設）

なお、本変更につきましては、第1号議案をご承認頂き、かつ同議案における会社分割の効力が発生することを条件として、会社分割の効力発生日をもって変更の効力が生じるものと致します。

(3) 上記変更に伴い、一部字句の修正や条数の調整等、規定の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

（下線部は変更の箇所）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、ターボリナックス株式会社と称し、英文にて <u>Turbolinux, Inc.</u> と表記する。	第1条 当社は、 <u>TLホールディングス株式会社</u> と称し、英文にて <u>TL Holdings Corporation</u> と表記する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1) コンピューター、通信機器及び周辺機器のソフトウェアの開発、輸出入及び販売	(1) コンピューター、通信機器及び周辺機器のソフトウェアの開発、製造、輸出入及び販売

現行定款		変更案	
(2)	コンピューター、通信機器及び周辺機器のハードウェアの開発、 輸出及び販売	(2)	コンピューター、通信機器及び周辺機器のハードウェアの開発、 製造、輸出及び販売 (現行どおり)
(3)	コンピューター、通信機器及び周辺機器のリース	(3)	(現行どおり)
(4)	情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務	(4)	(現行どおり)
(5)	情報通信システム上の商品・サービス販売システムの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務	(5)	(現行どおり)
(6)	インターネット等を利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介	(6)	(現行どおり)
(7)	インターネット等における代金決済システムの運用及び導入代行業務	(7)	(現行どおり)
(8)	情報通信関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、 <u>営業権、有価証券の譲渡</u> に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務	(8)	情報通信関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、 <u>事業譲渡、資本参加等</u> に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
(9)	電気通信事業	(9)	(現行どおり)
(10)	書籍、雑誌等の出版及び販売	(10)	(現行どおり)
(11)	経営ならびに販売推進等に関するコンサルティング業務	(11)	(現行どおり)
(12)	各種情報提供サービスならびに広告代理業務	(12)	各種情報提供サービス、 <u>広告及び</u> 広告代理業務 (現行どおり)
(13)	コールセンター業務（電話受信発信事務代行業）	(13)	(現行どおり)
(14)	イベントの企画・運営	(14)	イベント・ <u>旅行等</u> の企画・運営
(15)	労働者派遣事業	(15)	(現行どおり)
(16)	古物の売買	(16)	(現行どおり)
(新設)		(17)	<u>有料職業紹介業</u>
(新設)		(18)	<u>コンピューターシステムのコンサルタント業</u>
(新設)		(19)	<u>コンピューターのシステム及び操作に関する教育</u>
(新設)		(20)	<u>通信機器、電子部品及び家庭用電気製品の製造及び販売</u>

現行定款	変更案
(新設)	(21) インターネットショッピングモールの運営、関連する輸出入サービス及び物流サービスの提供
(新設)	(22) 工業所有権、著作権等の知的所有権の取得及び使用許諾に関する事業
(新設)	(23) インターネットを利用した映像、音楽等の情報提供サービスの企画、運営
(新設)	(24) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
(新設)	(25) 映像、音楽作品の販売
(新設)	(26) 音楽楽曲の利用の開発
(新設)	(27) 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
(新設)	(28) CD、DVD等の映像、音声媒体の企画、制作及び販売並びにこれらに記録された映像、音声等デジタルコンテンツの配信
(新設)	(29) 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理
(新設)	(30) 通信システムによる情報の収集・処理及び販売
(新設)	(31) 有価証券の保有、運用及び管理
(17) 前各号に付帯する一切の業務	(32) (現行どおり)
(新設)	2. 当社は、前項各号の事業又はこれらに附帯関連する一切の事業を営むことができる。
第3条～ 第5条 第2章 株式	第3条～ 第5条 第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、348,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、478,000株とする。
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (省略)	第7条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを召集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを召集する。</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～ 第18条 (省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを召集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを召集する。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第13条～ 第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～ 第30条 第5章 監査役及び監査役会 第31条～ 第32条 第33条</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～ 第29条 第5章 監査役及び監査役会 第30条～ 第31条 第32条</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時を超えることはできない。</p>
<p>第34条～ 第40条 第6章 会計監査人 第41条～ 第44条 第7章 計算 第45条</p> <p>(期末配当)</p>	<p>第33条～ 第39条 第6章 会計監査人 第40条～ 第43条 第7章 計算 第44条</p> <p>(期末配当)</p>
<p>第46条</p> <p>当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>第45条</p> <p>当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>

現行定款	変更案
<p>第47条～ (省略) 第48条 (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>第46条～ (現行どおり) 第47条 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。 第4条 定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、当社第15期定時株主総会において、当社を分割会社とする新設分割に関する議案が承認され、かつ当該新設分割期日の到来をもって効力が発生するものとし、本条は当該分割期日をもって削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	矢野 広一 (昭和37年1月18日生)	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成6年2月 日本オラクル(株)入社 平成12年6月 ミラクルリナックス(株)代表取締役社長 平成12年10月 当社代表取締役社長 平成18年3月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 平成20年1月 レーザーファイブ(株) (現ターボソリューションズ(株)) 取締役 (現任) 平成20年9月 エイミーストリートジャパン(株)代表取締役社長 (現任) 平成20年12月 ゼンド・ジャパン(株)代表取締役社長 (現任)	434株
2	中澤 秀俊 (昭和34年2月27日生)	昭和56年4月 富士ゼロックス(株)入社 平成15年5月 (株)クレステック営業開発部長 平成17年9月 (株)クレステックソリューションズ常務取締役 平成18年9月 当社入社、営業本部長 平成19年3月 当社取締役(現任) 平成19年8月 レーザーファイブ(株) (現ターボソリューションズ(株)) 取締役 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	佐藤 浩二 (昭和42年3月7日生)	平成11年9月 ディー・エイチ・エル・ジャパン ㈱入社 平成18年3月 リード・ビジネス・インフォメー ション㈱ファイナンス・ディレク ター 平成19年3月 当社入社、経営企画管理本部長 (現任) 平成20年1月 レーザーファイブ㈱ (現ターボ ソリューションズ㈱) 取締役 (現 任) 平成20年3月 当社取締役財務統括(現任) 平成20年10月 エイミーストリートジャパン㈱取 締役(現任)	一株
4	森蔭 政幸 (昭和42年6月14日生)	平成1年6月 コマツソフト㈱入社 平成8年2月 サイバース㈱入社 平成12年6月 当社入社 平成18年9月 当社事業推進本部長 平成20年5月 当社執行役員兼事業推進本部長 (現任)	100株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	飯富 康生 (昭和22年1月1日生)	昭和48年3月 早稲田大学大学院 商学研究科修士課程修了 昭和54年1月 日本コココーラ(株)マーケティング・リサーチ部長 平成12年11月 ディー・エイチ・エル・ジャパン(株)マーケティング本部長 平成15年4月 同社取締役営業本部長	一株
2	津田 建二 (昭和23年12月14日生)	昭和47年3月 東京工業大学 理学部応用物理学科卒業 昭和47年4月 日本電気(株)入社 昭和52年1月 日経マグロウヒル(株)入社 平成14年10月 リード・ビジネス・インフォメーション(株)エディトリアル・ディレクター 平成16年8月 同社代表取締役	一株
3	太原 正裕 (昭和35年3月21日生)	昭和58年3月 早稲田大学 商学部卒業 昭和58年4月 (株)東京都民銀行入行 昭和63年7月 同行、ニューヨーク駐在員事務所 平成9年6月 船井キャピタル(株)入社 平成16年4月 城西大学客員助教授 平成19年4月 城西大学准教授(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。

3. 各候補者を社外監査役候補者とした理由

(1) 飯富康生氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査に反映していただけるため選任をお願いするものであり、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏は常勤監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 津田建二氏は、経営者として豊富な経験に加え、技術分野においても専門的な知識・経験を有しており、当社の監査に反映していただけるため選任をお願いするものであり、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、候補者としております。
- (3) 太原正裕氏は、城西大学准教授を現任されており、経営学、ベンチャービジネスに関する豊富な専門知識と知見から適任と判断し選任をお願いするものであり、社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断し、候補者としております。